

③ 包括対象からの除外について

1 現在、各診断群分類の点数において包括評価されているが、医療機関毎の医療提供体制等によって個別患者への実施状況が大きく異なる項目のうち、特に次の2つについては、出来高にて評価することとしてはどうか。

- (1) 無菌製剤処理料
- (2) 術中迅速病理組織標本作製

2 現行の診断群分類の適用は、医療資源を最も投入した傷病名とその治療内容等により決定している。そのため、当該診断群の治療とは直接関係はないが、高額な費用のかかる慢性疾患の治療については、包括評価に反映させることは困難である。

このため、以下の診療に係る薬剤等については、出来高評価することとしてはどうか。

- (1) HIV感染症に使用する抗ウイルス薬（HIV感染症治療薬）
- (2) 血友病等に使用する血液凝固因子製剤
- (3) 慢性腎不全で定期的実施する人工腎臓

なお、(3)については、診断群分類点数表を出来高の項目を元に点数の設定や分類の決定を行っていることから、出来高での「人工腎臓」の項目において、慢性腎不全で定期的実施した場合と急性腎不全等の場合を分けなければ評価が困難であり、出来高での対応が必要である。